

## 2026-2027 年度国別研修「世界農業遺産を通じた伝統的農業及び自然保全」 研修委託契約に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構北陸センター（以下、「JICA 北陸」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

国別研修事業は、我が国が開発途上国を対象に実施する技術協力の一環として、開発途上国側の個別具体的な要請に基づき、「オーダー・メイド」で研修計画を策定・実施する研修です。我が国の技術協力プロジェクトの関係者を対象としています。

エチオピア国において農業は、労働人口の約7割以上を吸収し、GDPの約3分の1を占める基幹産業です。一方で、人口増加や土地利用転換、気候変動の影響により、森林減少や生態系劣化、土壌流出が進行しており、農業および地域生計の持続性が大きな課題となっています。

こうした状況を受け、エチオピア政府は「10カ年開発計画（2021-2030）」および気候変動対策として推進している「Climate Resilient Green Economy (CRGE) 戦略」の下、持続的な自然資源管理と気候変動に強靱な農業・森林セクターの構築を重視しています。特に南西部ベレテ・ゲラ地域の森林コーヒー生産システムは、生物多様性保全と地域生計を両立する農業生態系として高い潜在性を有しており、FAOが推進する世界農業遺産（GIAHS）の理念とも高い親和性を有しています。

エチオピア国内には GIAHS 認定の潜在候補地が存在するものの、認定取得や認定後の効果的な活用を担う人材は十分に育成されていません。このため、GIAHS の枠組みを活用し、自然資源を基盤とした持続的開発と地域生計向上を一体的に推進できる人材の育成を目的として、エチオピア政府は日本政府に本研修を要請しました。

本研修は 2026 年度から 2 回実施する研修のうち第 1 回目にあたります。今次研修では、GIAHS について包括的に学びを深め、研修参加者が GIAHS 認定取得に向けた取組を具体化するための共通認識を醸成することを目的としています。

特定者は、以下の 1~4 に記載の実績を有し、本研修を適切に実施することができます。

1. 現在エチオピア国で実施中の「農業及び森林・自然資源管理を通じた気候変動レジリエンス強化プロジェクト」のカウンターパートを含む職員を対象とした研修を目的とするため、同プロジェクトの形成・実施段階における開発経験および現場での豊富な知見を有する点で、特定者は対象国の状況を踏まえた実践的かつ的確な研修指導を行うことが可能である。
2. 本研修で扱う世界農業遺産 GIAHS は、エチオピア南西部における森林コーヒー生産システムを重要な対象の一つとしており、特定者は当該プロジェクトを通じて、参加型森林管理（PFM）やファーマー・フィールド・スクール

(FFS) を活用した森林コーヒーの持続的生産・付加価値向上支援に直接携わってきた実績を有している。

3. 研修対象国であるエチオピアにおいて、特定者は農業、森林・自然資源管理、気候変動対応分野を中心に長年にわたり JICA 事業に参画しており、関係行政機関や地域レベルの実施主体との間に構築された信頼関係および現地ネットワークを活用した、実効性の高い研修プログラムの企画・運営が可能である。
4. 森林コーヒーを含む農林複合システムと生物多様性保全、地域生計向上を統合的に捉える GIAHS の理念を、政策・制度面や先進事例と結び付けて研修内容に反映できる専門性を有している。

本研修業務を適切に実施することができ、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

本研修委託業務契約は、2026 年度に実施する研修を対象とします。コース全体は、2027 年度まで計 2 回実施される予定です。2026 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2027 年度の契約を別途行います（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除きます）。

## 1 業務内容

- (1) 業務名：2026-2027 年度国別研修「世界農業遺産を通じた伝統的農業及び自然保全」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙 2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間：【本邦研修】2026 年 10 月 5 日～2026 年 10 月 21 日（予定）  
【遠隔研修】2026 年 9 月 18 日
- (4) 契約履行期間：2026 年 8 月下旬～2026 年 12 月上旬（予定）  
※ 事前準備期間及び事後整理期間を含みます。
- (5) 実施形態：本邦プログラム（来日）  
※2027 年度の実施時期未定。

## 2 応募資格

- (1) 基本的要件：
  - 1) 公示日において、令和 07・08・09 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
  - 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第

225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
  - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

  - ア. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。
  - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
  - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
  - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
  - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
  - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
  - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
  - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

（2）その他の要件：

- 1) 本研修委託業務契約は、2026 年度に実施する計 1 回の研修コース全体を対象とする。
- 2) 研修員への指導・助言に必要な当該分野に関する専門性を備えた人材を有していること。
- 3) 業務執行体制に関する要件

ア. 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

- イ. 過去海外或いは国内の別なく、当該分野における人材育成或いは研修事業の実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。

### 3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2026年5月11日(月) 正午
	提出場所	JICA 北陸 業務課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式(写し可)
	提出方法	メール 送付先: <a href="mailto:jicahric_kccp@jica.go.jp">jicahric_kccp@jica.go.jp</a> 提出期限必着で送信。
(2) 審査結果の通知	通知日	2026年5月18日(月)
	通知方法	メール
(3) 審査結果についての理由請求	請求場所	JICA 北陸 業務課
	請求方法	メール 送付先は(1)に同じ
	請求締切日	2026年5月19日(火)
	回答予定日	2026年5月22日(金)
	回答方法	メール

### 4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。

- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体を構成する社、又は代表者及び構成員全員が、上記2(1)(2)の応募資格を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、「共同企業体結成届」(様式はありません。)を作成し、「参加意思確認書」に添付してください。結成届への代表者印及び構成員すべての社の社印は省略可とします。

以 上

## 2026-2027 年度国別研修「世界農業遺産を通じた伝統的農業及び自然保全」研修委託契約 業務概要

### 1. 研修コース概要

(1) 研修コース名：世界農業遺産を通じた伝統的農業及び自然保全

(2) 技術研修期間（予定）：2026年10月5日（月）～2026年10月21日（水）

(3) 研修員（予定）

1) 定員：10名（応募状況や選考結果により増減の可能性あり）

2) 研修対象国：エチオピア

3) 研修対象者：

- 世界農業遺産(GIAHS)に関する登録申請、保全、管理および持続的活用を担当する中央政府機関、地方行政機関および関連公的機関の職員
- 世界農業遺産および関連分野(農業、森林、環境、観光等)について、技術的・学術的助言を行う大学・研究機関等の関係者
- 世界農業遺産候補地において、現地調整、事業実施、関係者連携等を担う担当職員

(4) 研修使用言語：英語

(5) 研修の背景・目的

エチオピア国において農業は、労働人口の約7割以上を吸収し、GDPの約3分の1を占める基幹産業である。一方、人口増加や土地利用転換、気候変動の影響により、森林減少や生態系劣化、土壌流出が進行し、農業および地域生計の持続性が大きな課題となっている。

こうした状況を受け、エチオピア政府は「10ヵ年開発計画（2021-2030）」および気候変動対策として推進している「Climate Resilient Green Economy（CRGE）戦略」の下、持続的な自然資源管理と気候変動に強靱な農業・森林セクターの構築を重視している。特に南西部ベレテ・ゲラ地域の森林コーヒー生産システムは、生物多様性保全と地域生計を両立する農業生態系として高い潜在性を有しており、FAOが推進する世界農業遺産（GIAHS）の理念とも高い親和性を有する。

エチオピア国内には GIAHS 認定の潜在候補地が存在するものの、認定取得や認定後の効果的な活用を担う人材は十分に育成されていない。このため、

GIAHS の枠組みを活用し、自然資源を基盤とした持続的開発と地域生計向上を一体的に推進できる人材の育成を目的として、エチオピア政府は日本政府に本研修を要請した。

本研修は 2026 年度から 2 回実施する研修のうち第 1 回目であり、今次研修では、GIAHS について包括的に学びを深め、研修参加者が GIAHS 認定取得に向けた取組を具体化する為の共通認識を醸成することを目的とする。

(6) 案件目標

自然資源および伝統的な農業システムの保全と活用、地域コミュニティの活性化を実現するための GIAHS 活用に係る、エチオピアの関係機関の能力が強化される。

(7) 単元目標 (アウトプット)

1. GIAHS の概要について理解される。
2. GIAHS の活用方法、政府やコミュニティの役割について理解される。
3. GIAHS の候補地が関係者間で合意され、取得に向けたアクションプランが作成される。

(8) 研修内容

単元	想定される研修項目
1-1	日本の事例をもとに、GIAHS 認定制度、取得過程、必要な組織作りや予算確保の手法を学ぶ。
2-1	日本の事例をもとに、GIAHS の意義、地方行政機関による GIAHS 認定維持、および地域振興のための取り組みを学ぶ。
2-2	複数の GIAHS 認定地を訪問し、GIAHS の関係機関の役割や具体的取り組みを学ぶ。
3-1	エチオピアにおける GIAHS 認定取得の必要性と課題を分析・整理する。
3-2	3-1 に基づきエチオピアにおける GIAHS の候補地を選定する。
3-3	日本側関係者からの助言のもと GIAHS 認定取得に向けたアクションプランを作成する。

【主な研修先】

農林水産省、GIAHS 認定地の自治体 (県庁他)、GIAHS 認定地 (日本国内にある GIAHS 登録年の中から複数箇所の視察先を検討。ただし石川県から飛行機を使用しない範囲内とする) 及び認定地における GIAHS の利活用方法、農業・自然環境保全や農業の六次産業化について学ぶことが出来ると考えられる場所、他

### 【研修項目】

GIAHS の概要、申請までの流れ、政府・地方自治体が GIAHS 認定前及び認定後の利活用においてどのような役割を担っているか、地域における持続可能な自然資源管理・観光開発と推進、他

#### (9) 当機構が実施するプログラム

1) 来日ブリーフィング（滞在諸手続き）：来日翌営業日 0.5 日

受入時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、機構が JICA 東京センターで実施する。

2) 評価会、閉講式：2 時間

技術研修最終日に実施する評価会では質問票の集計結果を使用し、本研修の評価を関係者間（研修員及び研修受託機関、JICA）で行う。閉講式では、関係者からの挨拶のほか、研修員に対して研修修了の証明として修了証書を授与する。

## 2. 委託業務の内容

#### (1) 契約履行期間（予定）

2026 年 8 月下旬～2026 年 12 月上旬

※この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます。

#### (2) 業務の概要

本研修業務を受託した法人等は、各研修員が上記「1. 研修コース概要」

(6) 案件目標及び(7) 単元目標を達成できるよう、(8) 研修内容に沿って、以下に示す業務を行う。

#### (3) 詳細

- 1) JICA 北陸、経済開発部農業・農村開発 G との協議
- 2) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 3) 講師・見学先・実習先（案）の提案
- 4) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 5) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 6) 講師・見学先への連絡・確認
- 7) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 8) 講義室・会場等の手配
- 9) 使用資機材の手配
- 10) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）

- 1 1) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 1 2) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 1 3) 講師・見学先への手配結果の報告
- 1 4) 研修監理員との連絡調整
- 1 5) プログラム・オリエンテーションの実施
- 1 6) 研修員の技術レベルの把握
- 1 7) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 1 8) 研修員からの技術的質問への回答
- 1 9) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 2 0) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 2 1) 閉講式実施補佐
- 2 2) 研修監理員からの報告聴取
- 2 3) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 2 4) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 2 5) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

### 3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (3) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

以 上